

海老名市教育委員会

(令和6年 5月 定例会議事日程)

日時 令和6年5月22日(水)

午後3時30分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

【報告事項】

日程第 1 報告第 20 号 海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱の制定について

【審議事項】

日程第 2 議案第 16 号 令和6年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

【審議事項(非公開予定)】

日程第 3 議案第 17 号 令和6年度海老名市一般会計補正予算(第2号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

海老名市教育委員会

令和6年度

5月定例会

【教育長報告】

1 主な事業報告

- 4月 19日(金) 教育委員会4月定例会
教育課題研究会
海老名市はやし保存連絡協議会総会
- 20日(土) 少年消防クラブ入会式
- 21日(日) 令和6年度第1回総合教育会議
- 22日(月) 県央教育事務所管内教育長会議
- 23日(火) 最高経営会議
SDGs推進会議
自治体DX推進会議
- 24日(水) 関東地区都市教育長協議会総会・分科会
新潟県長岡市(～26日まで)
- 27日(土) 肢体不自由児者と父母の会総会
- 29日(月) 手をつなぐ育成会総会
- 30日(火) 学校用務員会議
- 5月 2日(木) PTA広報編集研修会
- 4日(土) 海老名市緑化フェスティバル
海老名高校野球部野球教室
- 7日(火) 第1回えびなっこしあわせプラン推進委員会
第1回保護者負担経費検討委員会
- 8日(水) 全国都市教育長協議会総会・研究大会
長崎県長崎市(～10日まで)
- 11日(土) 湘北教職員組合定期総会
県肢体不自由児者父母の会連合会総会
単P会長会



- 13日（月） 海老名市・神奈川県フインクルーシブ教育推進会議
教育委員会5月臨時会
教育課題研究会
- 14日（火） キャリア教育担当者会
- 15日（水） 学童保育クラブ「とまと」訪問
授業改善実践推進委員会
- 16日（木） 5月教頭会議
- 17日（金） 不登校支援団体連絡会
海老名市ガイド協会総会
- 18日（土） 海老名中学校区青健連総会
- 20日（月） 社会を明るくする運動推進委員会
- 21日（火） 第1回中学校教科研究会
最高経営会議
- 22日（水） 教育委員会5月定例会
教育課題研究会
よりよい授業づくり学校訪問（柏ヶ谷中）
海老名市交通安全対策協議会総会
海老名市校長教頭合同会





2 「都市教育長協議会」について

行政単位として市の教育長については、県・関東地区・全国の都市教育長協議会が組織されています。

町村については、同様に全国までの組織があります。

さらに、県として市町村教育長の連合会組織がありますが、関東地区・全国の組織はありません。

神奈川県の都市教育長協議会は、19市で構成されていますが、そのうち、横浜、川崎、相模原が政令市で、横須賀が中核市となっています。

他県と比べると人口規模としては大きいのですが、政令市が3市あることから、市の数は、少ないという特徴があります。

その中で、神奈川県の県都市教育長協議会の会長は、慣例で政令市・中核市を除き、教育長としての在任期間が一番長い教育長が、その職を辞任するまで務めることになっています。

私は、その慣例で、現在、県の会長となっています。

そして、会長市が事務局を担っています。

他県では、会長職を、2年ごとの輪番制で務める、人口20万以上の市の教育長が務める、県庁所在地の市の教育長が務めるなどといった選出方法がとられていて、神奈川県の慣例は異例です。

そのような中、輪番で、令和7・8年度の2年間、関東地区都市教育長協議会の会長職が、神奈川県からの選出になっています。

関東地区ということで、関東の1都6県に、新潟、山梨、長野、静岡が含まれる組織で、会長市が事務局となることから、事務局の負担が大きいところです。

このことについて、県の都市教の教育長には、すでに情報提供しているところですが、今年度の新潟県長岡市での関東地区での提案発表がそうであったように、どこの市もそれを受ける意向はなく、このまま時間が経過すれば、自動的に県会長市である海老名市が、関東地区の会長市を受けるしかないだろうという姿勢です。

私としては、関東地区の会長職を海老名市が受けることは、現状では、致し方ないとしても、県都市教の会長職、県市町村連合会の会長職は、県内を3地区に分けて、2年年期で、輪番制で行うことを提案したいと考えているところです。

どこの市の教育長も、職を担っている方なので、会長を務めることは十分にできるのですが、そのことでの事務局としての職員の負担を懸念しているようです。

都市教育長協議会だけでなく、さまざまな職や団体等の組織が、全国的な組織を運営しています。

その運営に係る事務負担は簡単なものではなく、果たして、その組織が必要なものなのかと思ったりもするところです。

都市教育長協議会は、神奈川県は19市、関東地区は278市区、全国では804市区が加盟する組織となっています。

今年度の長崎市での全国都市教育長協議会には、全国から500名ほどの教育長が参加していました。

大きなホール全体を教育長が埋め尽くすような光景は、ある意味、不思議な感じがするところです。

そして、私なりに、神奈川県、関東地区、全国と、教育長が一堂に集まる価値はどこにあるのだろうかと思うところです。

もちろん、各市区が負担金を負担して運営していることから、総会として、事業計画や予算計画を承認することが必要となりますが、それだけなら、書面でも可能なことです。

実は、私は、職に就いた当初は、関東大会や全国大会に参加していませんでしたが、組織の職を担うことになり、参加せざるを得なくなりました。

そこで私が認識した一堂に集まる価値は、まずは、これだけ多くの仲間がいるんだということ実感したことです。教育長は、一人職で、教育行政の責任者として重責を各市区で担っていることから、同じ立場でがんばっている人がこんなにいるんだと思い、安心するところです。

また、研究提案発表では、各市区の状況は違いますが、さまざまな課題と向き合いながら前向きに取り組んでいる事例が示され、参考となるところです。

そして、何より、情報交換会として全国・関東地区・県内の教育長と意見交換することにより、教育行政をよりよくするための情報共有、同じ職として共感ができることが大きな価値であると思うところです。

私も、海老名市の教育行政の責任者として、明日から、また、がんばらねばという気持ちになるところです。

以上です。



報告第 20 号

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱の制定について

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年5月22日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱を制定したため

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱の制定について

1 現状

令和4年度に行った学童保育クラブ施設に対する「耐震化実態把握アンケート」の結果から、市内で事業を実施している61支援単位の学童保育クラブのうち15支援単位について、耐震性の担保がない、旧耐震基準の建物を借用し事業を実施していることが判明した。

2 補助の目的

利用する児童の安全性の確保に向けた対策を実施するため、当該学童保育クラブ施設の耐震診断費用を補助し、学童事業者の負担軽減及び早期に現状を把握するため、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱を制定する。

3 補助対象施設

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金の交付を受けている学童保育クラブのうち、旧耐震基準の建物を使用している施設を対象とする。

※ 令和6年3月時点での補助対象施設

木造建築物 10施設

その他の構造の建築物 5施設

4 補助上限額

(1) 木造建築物の場合 200,000円

(2) その他の構造の建築物の場合 750,000円

5 スケジュール

(1) 令和6年4月23日 最高経営会議（決定事項）

(2) 5月1日 施行

(3) 5月22日 定例教育委員会 報告

6 要綱

別紙のとおり

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者が放課後児童健全育成事業を実施している建築物（以下「当該建築物」という。）の耐震性を確認するために実施する耐震診断に係る経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき実施するものをいう。
- (3) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (4) 学童保育クラブ 民間事業者が海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金を受けて実施している放課後児童健全育成事業をいう。
- (5) 支援の単位 放課後児童健全育成事業における児童の集団の規模を示す基準（1支援単位は児童がおおむね40人の規模）で、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第4号に規定する支援の単位をいう。

(補助対象等)

第3条 補助対象となる建築物は、当該建築物が昭和56年5月31日以前に建築確認を

受けて建築工事に着手したものとする。

2 補助対象者は、当該建築物を所有している者又は当該建築物の貸主若しくは借主とする。

3 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 市税等を滞納している場合

(2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合及び海老名市が行う他の類する補助金の交付を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合

4 補助対象となる経費は、耐震診断に係る経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める建築物を使用する場合に応じ、当該各号に定める額を学童保育クラブの支援の単位ごとの上限額とする。

(1) 木造建築物の場合 200,000円

(2) その他の構造の建築物の場合 750,000円

2 当該建築物のうち、その一部を学童保育クラブの支援の単位で使用している場合にあっては、当該建築物全体の延床面積から使用面積を按分するなど、その実用に即した部分のみを対象とするものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断見積書の写し

(2) 申請者が借主である場合は、貸主の耐震診断実施の承諾書

(3) 市税納付状況調査同意書（第2号様式）又は市税等に滞納がないことを証する書類

(4) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更又は取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金変更・取下げ申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

(変更交付決定通知等)

第8条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の変更を決定した場合には海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、交付申請の取下げを承認した場合には海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金取下げ承認通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定（変更交付決定を受けたときは当該変更交付決定）の通知を受理した日から60日以内又は交付決定年度末のいずれか早い方の日までに、耐震診断を終了し海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断の結果報告書の写し

(2) 耐震診断に係る領収書の写し

(確定通知)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金確定通知書（第8号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(請求書等)

第11条 補助金の確定通知を受けた者は、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付請求書（第9号様式）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に虚偽の内容があったとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

（申請者） 氏名又は名称

電話番号

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第5条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

建 物 概 要	建築物の所在地		海老名市		
	建築物 の 使用者	住所又は 所在地			
		氏名又は 名称			
	建築物 の 所有者	住所又は 所在地			
		氏名又は 名称			
	面 積		延べ面積 m^2 ※対象となる使用場所が複数階にわたる場合はその内訳 （1階 m^2 、2階 m^2 、その他 m^2 ）		
	建築年度		昭和 年 月頃着工		
耐震診断予定日		年 月頃			
交付申請額		円			
添付書類（該当する添付書類の□をチェックしてください。） ☐ 耐震診断見積書の写し ☐ 貸主の耐震診断実施の承諾書（※借主が申請する場合のみ。） ☐ その他（ ）					
備考					

第2号様式（第5条関係）

市税納付状況調査同意書

年 月 日

海老名市長 殿

（申請者） 住所又は所在地

氏名又は名称

印 ※

※自署の場合は、押印の省略が可能です。

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付申請に当たり、私に係る海老名市市税等の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

第3号様式（第6条関係）

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金 交付・不交付 決定通知書

第 号
年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金については、交付・不交付と決定したので、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

建 物 概 要	建築物の所在地		海老名市
	建築物 の 使用者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	
	建築物 の 所有者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	
交付決定額			円
不交付理由			

補助条件等

- （１） この補助の対象は、年 月 日付け海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- （２） 申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、速やかに市長に海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金（変更・取下げ）申請書（第4号様式）を提出しなければならない。
- （３） 耐震診断が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は耐震診断の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （４） 補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。

第4号様式（第7条関係）

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金 変更・取下げ 申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

（申請者） 氏名又は名称

電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金について、次のとおり変更・取下げをしたいので、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

交付決定額		円	
建 物 概 要	建築物の所在地		海老名市
	建築物 の 使用者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	
	建築物 の 所有者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	
変更・取下げの区分		☐ 変更 ☐ 取下げ	
変更・取下げの 理由 ※変更の場合は、その 内容についても記載 のこと。			

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付け 第 号で交付を決定した海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金については、年 月 日付けで申請のあった変更交付申請に基づき、変更を承認し、変更交付することに決定したので、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

当初交付決定額

円

変更交付決定額

円

変更理由

補助条件等

- （１） この補助の対象は、年 月 日付け海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- （２） 耐震診断が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は耐震診断の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （３） 補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。

第6号様式（第8条関係）

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金取下げ承認通知書

第 号
年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金に係る取下げについては、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

当初交付決定額		円	
建 物 概 要	建築物の所在地		海老名市
	建築物 の 使用者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	
	建築物 の 所有者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	
取下げ理由			

第7号様式（第9条関係）

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

（申請者） 氏名又は名称

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金について、次のとおり耐震診断が終了したので、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

建築物の所在地	海老名市	
診断士	氏名	
	登録番号	
	建築事務所	
	所在地	
	電話番号	
実績金額	円	
交付決定額	円	
添付書類	・耐震診断の結果報告書の写し ・耐震診断に係る領収書の写し	
備考		

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付けで実績報告のあった海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金については、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

1 補助金名称 海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金請求書

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

(申請者) 氏名又は名称

印 ※

※自署の場合は、押印の省略が可能です。

電話番号

年 月 日付け第 号で確定のあった海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金について、海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 補助金名称 海老名市学童保育クラブ耐震診断費補助金

2 請 求 額 円

3 振 込 先

金融機関名						種類	1. 普通 2. 当座		
支店名 (支店番号)		口 座 番 号							
フリガナ									
口座名義人									

議案第 16 号

令和6年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

令和6年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について、議決を求める。

令和6年5月22日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会に諮問を行いたいため

令和6年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

1 趣旨

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）第6条の規定により、海老名市奨学生選考委員会に諮問したい。

2 諮問文書

別紙のとおり

※ 別紙文書のほか、申請書類等を添付して諮問する。

3 過去の奨学生選考実績と本年度の申請状況

別紙のとおり

4 経過及びスケジュール

令和6年4月22日 一次審査（所得審査）実施
5月11日～18日 奨学生申請者面接
5月22日 定例教育委員会 諮問の決定
6月12日 海老名市奨学生選考委員会へ諮問
海老名市奨学生選考委員会開催・答申
6月下旬 定例教育委員会 海老名市奨学生の決定

〈参考〉海老名市奨学金条例（抜粋）

（給付の申請）

第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

（奨学生の決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。

(案)

海就支発第 号
令和6年 月 日

海老名市奨学生選考委員会 委員長 殿

海老名市教育委員会

令和6年度海老名市奨学生の選考について（諮問）

令和6年度海老名市奨学生を選考したいので、海老名市奨学金条例第6条の規定により、別紙資料を添えて意見を求めます。

過去の奨学生選考実績と本年度の申請状況

令和6年度

学年	申請	申請内訳		一次審査 通過	決定	不採用
1	31	新規	31	30		
		継続				
2	29	新規	1	1		
		継続	28	27		
3	14	新規	3	3		
		継続	11	11		
4 (定時制)	0	新規	0	0		
		継続	0	0		
計		74		72		

令和5年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用
1	45	新規	45	35	10
		継続			
2	19	新規	4	4	0
		継続	15	12	3
3	23	新規	4	4	0
		継続	19	15	4
4 (定時制)	1	新規	0	0	0
		継続	1	0	1
計		88		70	18

令和4年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用
1	14	新規	14	14	
		継続			
2	24	新規	5	5	
		継続	19	19	
3	31	新規	5	5	
		継続	26	26	
4 (定時制)	1	新規	1	1	
		継続	0	0	
計		70		70	

- (1) 学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校の後期課程、高等専門学校・専修学校（第3学年まで）に在学する生徒の夢や目標の実現に資するため、勉学、文化芸術、スポーツ、その他の活動に励むことが経済的に困難なものに対し、その負担軽減を図ります。
※経済的状況は、生活保護認定基準の1.4倍
※生活保護受給者は対象外
- (2) 支給額は年額80,000円で返済の必要はありません。
- (3) 今年度の申し込み人数は74名で昨年度と比較すると14名の減
※新規申請は35名で、うち31名が1年生の申請
- (4) 申請書類を基に一次審査を行い、所得基準を満たした72名を一次審査通過としました。
- (5) 5月11日～18日にかけて、指導主事による面接を実施いたしました。
- (6) 給付決定者には身元保証人（市内在住の成年者）の保証書を求めます。

議案第 17 号

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和6年5月22日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため